

# 長野県報

3月28日(木)  
平成14年  
第1340号

## 目次

### 規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	47
長野県短期大学学則の一部を改正する規則	48
政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	52
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則	53
長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則	55
保健婦助産婦看護婦法に基づき提出する書類の経路に関する規則等の一部を改正する規則	56
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則	57
長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則	59
美容師法施行細則の一部を改正する規則	61
理容師法施行細則の一部を改正する規則	62
長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則	63
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則	66
長野県漁船法施行細則の一部を改正する規則	71
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	72
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則	85
財務規則の一部を改正する規則	87
長野県企業局被服等貸与規程の一部を改正する管理規程	97
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程	98
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程	100
企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程	107
長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則	107

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する 規則	110
公安委員会関係長野県情報公開条例施行規則	111
長野県情報公開条例第7条第2号のウの職を定める規則	112
テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正 する規則	112

## 告 示

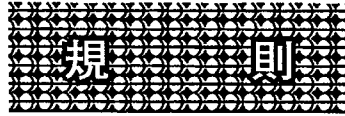
地方税法に基づく特約業者の指定の取消し	342
地域づくり総合支援事業補助金交付要綱	342
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支 援事業者の指定	357
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支 援事業者の事業所の廃止	359
環境改善事業補助金交付要綱（昭和35年長野県告示第339号）の 一部改正	360
労働者住宅建設促進融資要綱（昭和45年長野県告示第155号）の 一部改正	360
じん肺健康診断実施要綱	361
長野県消費者保護対策要綱（昭和51年長野県告示第330号）の一 部改正	362
長野県農業・水産関係試験場生産品配布規程（昭和52年長野県告 示第219号）の一部改正	363
長野県農業関係試験場依頼分析規程（昭和52年長野県告示第220 号）の一部改正	364
保安林の指定（2件）	364
解除予定保安林	366
都市計画事業の事業計画の変更認可	367
過疎地域活性化特別措置法に基づく公共下水道工事の一部完了	367
道路の区域変更（4件）	369
道路の供用開始（5件）	372
建築基準法に基づく指定確認検査機関の住所変更の届出	375
長野県宝及び長野県無形文化財の指定並びに長野県無形文化財の 保持者の認定	375
長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程	376
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する 条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部改正	377

## 公 告

長野県土地利用基本計画の変更	252
入札	252
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に 関する法律に基づき知事が指定する電子計算機	254
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(5件)	255
農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の区域変 更	262
卸売市場法に基づく長野県卸売市場整備計画の概要	263
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生報告	271
土地改良区の解散認可	271
県営土地改良事業計画の縦覧	272
換地計画に基づく換地処分(3件)	272
都市計画の図書の縦覧	273
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)	274
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出	275
県営住宅の入居者募集	276
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定	278
建築基準法に基づく一定の複数建築物に対する制限の特例の認定	279
監査結果の公表	279

## 訓 令

長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部改正	2
長野県教育委員会公印規程(昭和43年長野県教育委員会訓令第1 号)の一部改正	3
長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2 号)の一部改正	4
兼務に関する規程(昭和57年教育委員会訓令第1号)の一部改正	5
長野県立高等学校校務処理規程(昭和43年長野県教育委員会訓令 第3号)の一部改正	5
長野県立特殊学校校務処理規程(昭和55年長野県教育委員会訓令 第3号)の一部改正	6
教育長の権限に属する事務処理規程(昭和47年長野県教育委員会 教育長訓令第1号)の一部改正	7



非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第11号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）  
の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「禁固」を「禁錮」に、「監獄」を「監獄（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」に改め、同条第2号中「（昭和23年法律第168号）」を削る。

様式第1号中「（様式第1号）」を「（様式第1号）（第3条関係）」に、  
「（実施機関の職氏名）  
\_\_\_\_\_殿」を「（実施機関の職氏名）  
\_\_\_\_\_様」に改める。

様式第1号の2中「（様式第1号の2）」を「（様式第1号の2）（第3条関係）」に、  
「（実施機関の職氏名）  
\_\_\_\_\_殿」を「（実施機関の職氏名）  
\_\_\_\_\_様」に改める。

様式第2号中「 \_\_\_\_\_殿」を「 \_\_\_\_\_様」に改める。

様式第3号中「（様式第3号）」を「（様式第3号）（第8条関係）」に改める。

様式第4号中「（様式第4号）」を「（様式第4号）（第8条関係）」に、

「看護婦  
\_\_\_\_\_を「看護師」に、「保健婦、看護婦、看護師」を「保健師、看護師」  
附添婦」

に、「准看護婦、准看護師」を「准看護師」に改める。

様式第10号中「（様式第10号）」を「（様式第10号）（第8条関係）」に改める。

様式第12号中「(様式第12号)」を「(様式第12号) (第8条関係)」に改める。  
様式第14号中「(様式第14号)」を「(様式第14号) (第14条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職 員 課

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県規則第12号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「一般教育科目、外国語科目、保健体育科目」を「共通教養科目」に、「別表」を「別表第1」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

学生が修得しなければならない単位数は、別表第2のとおりとする。

第10条第2項中「前項各号」を「前項」に改める。

第11条の2中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「一般教育科目、外国語科目又は保健体育科目」を「共通教養科目」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前又は入学後に行つた短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修で別に定めるものを大学における学科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。
- 3 前項の規定により修得を認定することができる単位数は、第1項の規定により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

別表中

学科及び 専攻部門	学科目及び単位数 (数字で示す。)	
	必修	選択
一般教育 科目		哲学Ⅰ 2 哲学Ⅱ 2 倫理学 2 心理学Ⅰ 2 心理学Ⅱ 2 音楽 2 美術 2 文学 2 歴史Ⅰ 2 歴史Ⅱ 2 教育Ⅰ 2 教育Ⅱ 2 社会学 2 法学 2 日本国憲法 2 経済学 2 数学Ⅰ 2 数学Ⅱ 2 物理学Ⅰ 2 物理学Ⅱ 2 化学 2 生物学Ⅰ 2 生物学Ⅱ 2 情報科学 2
外国語科 目		英語ⅠA 1 英語ⅠB 1 英語ⅡA 1 英語Ⅱ B 1 英語コミュニケーションA 1 英語コミュ ニケーションB 1 ドイツ語Ⅰ 1 ドイツ語Ⅱ 1 フランス語Ⅰ 1 フランス語Ⅱ 1 中国語 Ⅰ 1 中国語Ⅱ 1
保健体育 科目	講義 1 実技 1	

を

区 分	学科目及び単位数 (数字で示す。)	
	必修	選択
共通 教養 科目	基礎 教養 科目	哲学Ⅰ 2 哲学Ⅱ 2 倫理学 2 心理学Ⅰ 2 心理学Ⅱ 2 音楽 2 美術 2 文学 2 歴史Ⅰ 2 歴史Ⅱ 2 教育Ⅰ 2 教育Ⅱ 2 社会学 2 法学 2 日本国憲法 2 経済学 2 数学Ⅰ 2 数学Ⅱ 2 物理学Ⅰ 2 物理学Ⅱ 2 化学 2 生物学Ⅰ 2 生物学Ⅱ 2 情報科学 2
	外国 語科 目	英語ⅠA 1 英語ⅠB 1 英語ⅡA 1 英語Ⅱ B 1 英語コミュニケーションA 1 英語コミュ ニケーションB 1 ドイツ語Ⅰ 1 ドイツ語Ⅱ 1 フランス語Ⅰ 1 フランス語Ⅱ 1 中国語 Ⅰ 1 中国語Ⅱ 1
	保健 体育 科目	健康と運動Ⅰ 1
専門 開放 科目		国文学概説 2 国文学特殊講義Ⅰ 2 国文学特 殊講義Ⅱ 2 国文学特殊講義Ⅲ 2 漢文学史 2 中国文学特殊講義 2 国語学史 2 国語学 特殊講義 2 国語表現法 2 東洋史特殊講義 2 英文学特殊講義Ⅰ 2 英文学特殊講義Ⅱ

			2 米文学特殊講義2 英語学特殊講義2 イギリス研究2 アメリカ研究2 国際関係論2 日本文化論2 食事計画論1 インテリア計画学2 栄養学2 発達心理学2 幼児教育学(保育思想史及び家庭教育を含む。)4 保育内容総論(人間関係を含む。)2 健康概論2 日本経済史2 現代アジア事情2 地域社会研究(長野)I2 地域社会研究(長野)II2 社会変動論2 現代福祉事情2 地域福祉論2 家庭教育2 国文学要説I2 国文学要説II2 日本史特殊講義I2 日本史特殊講義II2 英文学史I2 英文学史II2 宗教学2 近代思想I2 近代思想II2 アジアの歴史2 衣生活論(被服学を含む。)2 人間関係論2
--	--	--	--

に改め、同表の専門教育科目の文学科国語専攻の項中「日本史特殊講義4」を「日本史特殊講義I2 日本史特殊講義II2」に、「近代思想4」を「近代思想I2 近代思想II2」に、「英文学史4」を「英文学史I2 英文学史II2」に改め、同専門教育科目の文学科英語専攻の項中「英文学史4」を「英文学史I2 英文学史II2」に、「近代思想4」を「近代思想I2 近代思想II2」に、「日本史特殊講義4」を「日本史特殊講義I2 日本史特殊講義II2」に改め、同専門教育科目の生活科学科食物栄養学専攻の項中「生活と科学技術2 食生活論(食物学を含む。)2 住生活論(住居学を含む。)2 衣生活論(被服学を含む。)2」を「食生活論(食物学を含む。)2 生活統計学2」に、「食品学総論2 食品学総論実験1」を「栄養学各論II2 食品学2 食品学実験1」に、「栄養指導論I2」を「栄養指導論2 基礎有機化学2」に、「生活経営(家庭経営学及び家族関係学を含む。)2」を「生活と科学技術2 住生活論(住居学を含む。)2 衣生活論(被服学を含む。)2 生活経営(家庭経営学及び家族関係学を含む。)2」に、「生活統計学2 人間工学I2 栄養学各論II2 栄養学各論実習1」を「栄養学各論実習1」に、「臨床栄養学I1」を「病理学1 臨床栄養学I2」に、「公衆栄養学2 食品有機化学2 食品学各論2 食品学各論実験1」を「公衆栄養学概論2 栄養学実験1」に、「栄養指導論II2 栄養指導論実習2 給食管理2 給食管理実習2」を「栄養管理学実習1 栄養指導論実習1 栄養カウンセリング論1 食事計画論1 給食実務論2 給食管理実習(学内実習)1 給食管理実習(学外実習)1」に、「食料経済2 公衆衛生学4」を「公衆衛生学I2 公衆衛生学II2」に、「社会福祉2」を「社会福祉概論2」に改め、同専門教育科目の教養学科の項中「近代思想4」を「近代思想I2 近代思想II2」に改め、同表の教職に関する専門教育科目の項中「情報機器の操作2」を「情報機器の操作2 社会福祉2」に改め、同表の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 専門開放科目については、当該科目が専門教育科目とされている学科

又は専攻の学生は履修できない。

別表の備考に次のように加える。

- 4 生活科学科食物栄養学専攻にあつては、専門教育科目の「社会福祉概論」をもって、教職に関する専門教育科目の「社会福祉」に替える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第10条関係)

学科及び専攻	共通教養科目	専門教育科目		合計
		必修	選択	
文学科国語専攻	14単位以上	26単位以上	22単位以上	62単位以上
文学科英語専攻	12単位以上	26単位以上	20単位以上	62単位以上
生活科学科 食物栄養学専攻	12単位以上	26単位以上	20単位以上	62単位以上
生活科学科 生活科学専攻	14単位以上	26単位以上	22単位以上	62単位以上
幼児教育学科	16単位以上	26単位以上	20単位以上	62単位以上
教養学科	12単位以上	28単位以上	24単位以上	68単位以上

(備考) 共通教養科目については、基礎教養科目6単位以上、外国語科目2単位以上及び保健体育科目1単位以上を含むものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 平成14年3月31日現に在学する者の履修すべき学科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

法規学事課



政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第13号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び同法第28条の5第1項の超短期所有土地等に係る事業所得等の金額の合計額」を削り、「並びに同法」を「、同法」に、「とする」を「及び同法第41条の14第1項の商品先物取引に係る雑所得等の金額とする」に改める。

様式第2号中

分離課税	株式等の事業・譲渡・雑所得			を  に改める。
	商品先物取引の事業・雑所得			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

法規学事課行政情報室

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第14号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「基礎科目」を「教養科目」に改める。

第7条第1項中「次の各号に掲げる教科目及び単位数を」を「教養科目に関する教科目を必修4単位及び選択4単位以上、専門科目に関する教科目を必修53単位及び選択10単位以上」に改め、同項各号を削る。

第15条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者  
別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第6条、第7条関係)

## 保育学科の教科目及び単位数

科 目	必 修		選 択		
	教 科 目	単位数	教 科 目	単位数	
教 養 科 目	外 国 語 (演習)	2	倫 理 学 (講義)	2	
	体 育 [講義]	2	文 学 (講義)	2	
			社 会 学 (講義)	2	
			法 学 (講義)	2	
			経 済 学 (講義)	2	
			生 物 学 (講義)	2	
専 門	社会福祉 (講義)	2	保育原理Ⅱ (演習)	2	
	社会福祉援助技術(演習)	2	福祉従事者論 (講義)	2	
	児童福祉 (講義)	2	障害・老人福祉論(講義)	2	
	保育原理 (講義)	4			
	養護原理 (講義)	2			
	教育原理 (講義)	2			
科 目	発達心理学 (講義)	2	発達心理学Ⅱ (演習)	2	
	教育心理学 (講義)	2	臨床心理学 (演習)	2	
	小児保健 [講義]	5			
	小児栄養 (演習)	2			
	精神保健 (講義)	2			
	家族援助論 (講義)	2			
目	保育内容 (演習)	7	保育内容Ⅱ (演習)	2	
	乳児保育 (演習)	2	児童文化 (演習)	2	
	障害児保育 (演習)	1	家庭管理 (講義)	2	
	養護内容 (演習)	1	基礎ゼミナール (演習)	1	
	基礎技能	基礎技能 (演習)	6	基礎技能Ⅱ (演習)	4
	保育実習	保育実習 (実習)	5	保育実習Ⅱ (実習)	2
			保育実習Ⅲ (実習)	2	
			保育実習室演習 (演習)	2	
	総合演習 (演習)	2			

- (備考) 1 体育については、講義1単位、実技1単位をもって2単位とする。
- 2 小児保健については、講義4単位、実習1単位をもって5単位とする。
- 3 保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲのいずれかについては、必ず履修するものとする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

## (経過処置)

- 2 平成14年3月31日現に在学する者の履修すべき教科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚 生 課
-------

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県規則第15号

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第16条中「別表食事療養の費用額算定表」の次に「（次条において「食事療養費算定表」という。）」を加える。

第17条中「別表に掲げる」を「次の表の」に改め、同条に次の表を加える。

区 分	金 額
付添人賄料	1食について 食事療養費算定表に準じて算定して得た額の範囲内で別に定める額
死体処置料	長野県立病院管理規則（昭和39年長野県規則第37号）第13条の表に掲げる額
情報設備利用料	1日について 48円

<p>その他所長が別に定める特殊な医療、施設等を利用する場合</p>	<p>所長が別に定める額</p>
------------------------------------	------------------

別表を削る。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

障 害 福 祉 課
-----------

保健婦助産婦看護婦法に基づき提出する書類の経由に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第16号

保健婦助産婦看護婦法に基づき提出する書類の経由に関する規則等の一部を改正する規則

(保健婦助産婦看護婦法に基づき提出する書類の経由に関する規則の一部改正)

第1条 保健婦助産婦看護婦法に基づき提出する書類の経由に関する規則(昭和30年長野県規則第28号)の一部を次のように改正する。

題名中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

本則中「保健婦助産婦看護婦法(」を「保健師助産師看護師法(」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第2条 災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4のイのウ中「助産婦」を「助産師」に改める。

別表第2の1のアのウ中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

(災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部改正)

第3条 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「(様式第7号)」を「(様式第7号)(第10条関係)」に、「付消第 号」を「付け 第 号」に、「看護婦 看護師 付添婦 その他」を「看護師 その他」に改める。

様式第8号中「(様式第8号)」を「(様式第8号)(第10条関係)」に、「付消第 号」を「付け 第 号」に改める。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第4条 母子保健法施行細則(昭和41年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「助産婦」を「助産師」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第5条 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項を削り、同条第2項中「この項」を「この条」に改め、同項を同条とする。

第19条第1号中「看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条中特殊勤務手当に関する規則第16条の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

医 務 課

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県規則第17号

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県公衆衛生専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の3」を「第2条の4」に、「第5条・第5条の2」を「第5条—第5条の3」に、「第12条」を「第12条の2」に改める。

第2条の表中「保健婦学科」を「保健師学科」に改める。

第1章中第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（在学年限）

第2条の2 学生の在学年限は、保健師学科にあつては2年、歯科衛生士学科にあつては4年とする。

第4条第1項第4号中「保健婦学科」を「保健師学科」に改める。

第5条第1項中「保健婦学科」を「保健師学科」に改め、同条第4項を削る。

第5条の2第2項中「前条第4項ただし書」を「前条第1項ただし書又は第2項ただし書」に改め、「別表第1」の次に「又は別表第2」を、「単位数」の次に「又は時間数」を加え、第3章中同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（履修方法）

第5条の2 保健師学科の学生は、別表第1に規定する科目を履修しなければならない。ただし、他の保健師養成所等（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する保健師養成所をいう。第8条の2において同じ。）において修得を認定された科目及び単位数が同表に規定する科目及び単位数に相当するものとして校長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 歯科衛生士学科の学生は、別表第2に規定する科目を履修しなければならない。ただし、他の歯科衛生士養成所等（歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号に規定する歯科衛生士学校又は同条第2号に規定する歯科衛生士養成所をいう。第8条の2において同じ。）において修得を認定された科目及び時間数が同表に規定する科目及び時間数に相当するものとして校長が特に認めた場合は、この限りでない。

第6条第2号中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第3号中「保健婦又は看護婦」を「保健師又は看護師」に改め、同条第4号中「除く。」を「除く。）」に改める。

第7条第1項中「、人物考査及び身体検査」を「及び人物考査」に改める。

第8条の2第1項中「保健婦学科にあつては他の養成所等」を「他の保健師養成所等又は歯科衛生士養成所等」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、歯科衛生士学科の学生において特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

第10条に次の2項を加える。

3 休学期間は、保健師学科にあつては通算して1年、歯科衛生士学科にあつては通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、第2条の2に規定する在学年限には算入しない。

第4章中第12条の次に次の1条を加える。

(除籍)

第12条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第10条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第14条第1項中「保健婦学科」を「保健師学科」に改める。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

様式第1号中 「

准看護婦免許 取得年月日
-----------------

」 を 「

准看護師免許 取得年月日
-----------------

」 に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

医 務 課

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第18号



## 長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の3」を「第2条の4」に、「第12条」を「第12条の2」に改める。

第1章中第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（在学年限）

第2条の2 学生の在学年限は、長野県須坂看護専門学校（修業年限が2年のものに限る。）及び長野県木曾看護専門学校にあつては4年、長野県須坂看護専門学校（修業年限が3年のものに限る。）にあつては6年とする。

第5条第4項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に、「同じ。）又は」を「同じ。）、」に、「大学」を「大学又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号から第3号までに規定する養成所」に改める。

第7条第1項中「、人物考査及び身体検査」を「及び人物考査」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

第10条に次の2項を加える。

3 休学期間は、通算して2年（長野県須坂看護専門学校（修業年限が3年のものに限る。）にあつては3年）を超えることができない。

4 休学期間は、第2条の2に規定する在学年限には算入しない。

第4章中第12条の次に次の1条を加える。

（除籍）

第12条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第10条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第15条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

様式第1号の長野県須坂看護専門学校（修業年限が2年のものに限る。）及び長野県

木曾看護専門学校用中

「 准看護婦免許  
取得年月日 」

を

「 准看護師免許  
取得年月日 」

に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

医 務 課

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第19号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年長野県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改める。

第3条第3項中「に規定する」を「の承認を受けた者は、同項の規定により交付を受けた」に、「は、出張業務中は常に携帯していなければ」を「を、出張業務中は当該出張業務を行う場所に掲示しなければ」に改める。

「本籍地（都道府県名）

住 所

様式第1号中 氏 名<sup>㊟</sup> を  
年 月 日生  
免許証番号 第 号」

「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者名）<sup>㊟</sup>」 に、

「3 出張業務を要する理由  
-----」 を

「3 出張業務を要する理由  
4 出張業務に従事する美容師の氏名、本籍地、住所、生年月日及び免許証番号」 に、

「(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 を  
(添付書類) 6月以内に撮影した名刺判写真」

「(備考) 氏名（法人にあつては、代表者名）を自署する場合には、押印 に改  
を省略することができる。」

める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

食品環境水道課

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第20号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改める。

第3条第3項中「に規定する」を「の承認を受けた者は、同項の規定により交付を受けた」に、「は、出張業務中は、常に携帯していなければ」を「を、出張業務中は当該出張業務を行う場所に掲示しなければ」に改める。

「本籍地（都道府県名）

住所

様式第1号中 氏 名<sup>㊤</sup> を

年 月 日生

免許番号 第 号」

「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者名）<sup>㊤</sup>」に、

「3 出張業務を要する理由  
-----」を

「3 出張業務を要する理由  
4 出張業務に従事する理容師の氏名、本籍地、住所、生年月日及び免許証番号」に、

「（備考）氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
（添付書類）6月以内に撮影した名刺判写真」を

「（備考）氏名（法人にあつては、代表者名）を自署する場合には、押印  
を省略することができる。」に改

める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

食品環境水道課

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第21号

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

「 | イ 熱電特性試験 | " | 24,000 | 」を

(ウ) 周波数可変型磁化特性試験	1件（試験条件を変更して行う場合には、試験条件ごとに1件とする。）	4,900（試験条件を変更して行う場合には、変更後について1,500）	に、
(エ) 磁場解析	1 件	4,700	
イ 熱電特性試験	"	24,000	
ウ イオンマイグレーション試験	1件（5時間までごとに1件とする。）	4,300円と200円に測定点数を乗じて得た額との合計額	

「 | ウ その他の試験 | " | 」を

「 | エ その他の試験 | 1 件 | 」に、

「 | (13) ガス腐食試験 | " | 1,400 | 」を

「 | (13) ガス腐食試験 | 1件（4時間までごとに1件とする。） | 6,600 | 」に、

「	(15) オゾン劣化試験	1件(1時間 までごとに1 件とする。)	2,700	を
	(15) オゾン劣化試験	1件(1時間 までごとに1 件とする。)	2,700	
	(16) 結露サイクル試験	1件(5時間 までごとに1 件とする。)	4,300	
」	(17) 複合サイクル試験	1件(8時間 までごとに1 件とする。)	5,600	に、
	」			
「	(1) アメリカ合衆国連邦通信委員会規格又は ドイツ連邦共和国電気技術者協会規格による試験			
	ア 機器の一辺が1メートル未満のもの			
	(ア) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して 行う場合にあつては、動作条件ごとに1件とする。)		32,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について23,000)
	(イ) 伝導雑音測定試験	”		13,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について11,000)
	(ウ) 雑音電力測定試験	1 件		16,000
	イ 機器の一辺が1メートル以上のもの			
	(ア) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して 行う場合にあつては、動作条件ごとに1件とする。)		36,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について26,000)
	(イ) 伝導雑音測定試験	”		12,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について9,800)
	(2) その他の試験			
	」			

を

「 (1) 機器から放出される電磁波雑音の測定試験 」			
に、	「 (ア) 放射雑音測定試験 」	「 」	を
「 (ア) 放射雑音測定試験 」	1件(動作条件を変更して行う場合にあっては、動作条件ごとに1件とする。)	に、	」
「 (イ) 伝導雑音測定試験 」	「 」	10,000(動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について6,200)	を 」
「 (イ) 伝導雑音測定試験 」	「 」	10,000(動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について6,200)	」
(2) 外部からの電磁波雑音に対する耐性評価試験			
ア	静電気イミュニティ試験	1 件	7,600
イ	放射電磁界イミュニティ試験		
	(ア) TEMセルによるもの	「	16,000
	(イ) 電波暗室によるもの	「	35,000
ウ	ファーストトランジェントイミュニティ試験	「	6,200
エ	サージイミュニティ試験	「	6,200
オ	伝導妨害イミュニティ試験	「	6,200
カ	電源周波数磁界イミュニティ試験	「	6,200
キ	電源変動イミュニティ試験	「	6,300
に改め、同表の食品の項中	「 サ 保水率試験 」	「 」	400 」
を	「 サ 保水率試験 」	「 」	400
	「 シ 粘弾性試験 」	「 」	4,800
項中	「 セ アからスまで以外の機器によるもの 」	1 件	2,700 」
			を

に改め、同表の化学等の

「	セ エックス線分析顕微鏡によるもの	1	件	10,000	」
	ソ 液体クロマトグラフ質量分析装置によるもの	”	”	14,000	」
	タ アからソまで以外の機器によるもの	”	”	2,700	」

に、

「	オ プラズマ質量分析装置によるもの	”	”	17,000	」
---	-------------------	---	---	--------	---

を

「	オ プラズマ質量分析装置によるもの	”	”	17,000	」
	カ 燃焼熔融式元素分析装置によるもの				
	(ア) 高周波炉加熱式分析による場合	”	”	3,500	
	(イ) 抵抗炉加熱式分析による場合	”	”	5,100	
	(ウ) インパルス炉加熱式分析による場合	”	”	4,600	」

に改める。

## 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県規則第22号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則（昭和48年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表の水質理化学試験の項中

「 1,000 円 」 を 「 1,000 円 」 に、

2,300	2,400
400	450
400	450
500	550
3,200	3,400
5,400	5,600
4,200	4,500
2,100	2,200
2,100	2,200
1,700	1,800
4,700	5,000
5,500	5,700
4,700	5,000
5,500	5,800
2,200	2,300
2,300	2,400
2,300	2,400
2,100	2,200
3,200	3,300
3,100	3,200
3,100	3,200
3,100	3,200
5,600	5,900
5,500	5,800
2,700	2,800

を

に、「400円以上5,600円」を「450円以上5,900円」

に改め、同表の土壌理化学試験の項中

「 1,000 」 を 「 1,100 」 に、

950	1,000
4,200	4,400
5,400	5,700
2,800	2,900
2,800	2,900
4,100	4,300
5,500	5,800
2,800	2,900
2,700	2,800
3,500	3,700
4,200	4,400
3,000	3,100
3,000	3,100
3,000	3,100
3,000	3,200

を

に、「 4,800 」を「 5,100 」に、



2,800	2,900
3,900	4,100
3,900	4,100
6,300	6,600

「6,300円」を「6,600円」に改め、同表の肥料理化学試験の項中

「1,000」を

「1,100」に、	5,400	「	5,700
	2,800		2,900
	2,800		2,900
	2,800		2,900
	5,500		5,800
	2,800		2,900
	3,000		3,100
	3,000	を	3,100
	3,300		3,400
	2,400		2,500
	3,000		3,100
	3,000		3,100
	3,000		3,200
	3,000		3,200
	4,700		4,900

に「5,500円」を「5,800円」

に改め、同表の作物体化学試験の項中「2,100」を「2,200」に、

950
3,600
4,200
4,200
1,800
4,700
6,400
6,500
6,400
3,900
4,000
3,900
3,700
5,000
4,900
5,000
4,800
7,200
5,400

を

「  
 1,000  
 3,800  
 4,400  
 4,400  
 1,900  
 4,900  
 6,700  
 6,900  
 6,800  
 4,100  
 4,200  
 4,100  
 3,900  
 5,300  
 5,100  
 5,300  
 5,000  
 7,500  
 5,700  
 」

に、「950円以上7,200円」を「1,000円以上7,500円」に改め、同表の

寒天の製造に関する理化学試験の項中 「  
 350  
 600  
 」を 「  
 400  
 650  
 」に、

「  
 1,400  
 1,000  
 」を 「  
 1,500  
 1,000  
 」に、 「  
 1,300  
 1,500  
 1,400  
 2,000  
 2,500  
 」を 「  
 1,400  
 1,600  
 1,500  
 2,100  
 2,600  
 」に、

「  
 2,000  
 2,000  
 2,200  
 」を 「  
 2,100  
 2,100  
 2,400  
 」に、 「  
 2,300  
 2,400  
 3,500  
 2,700  
 2,200  
 」を 「  
 2,400  
 2,500  
 3,600  
 2,900  
 2,300  
 」に、

「350円以上3,500円」を「400円以上3,600円」に、「  
 7,300  
 」を「  
 7,900  
 」に、  
 「  
 1,900  
 」を「  
 2,000  
 」に、「7,300円」を「7,900円」に、「  
 8,600  
 」を  
 「  
 9,500  
 」に、「8,600円」を「9,500円」に改め、同表の木材理化学試験の項中

木材の含水率試験 (1) 高周波水分測定器によるもの (2) 全乾重量法によるもの	600 2,000
木材の防虫処理試験 (1) ふっ素化合物の分析 (2) ほう素化合物の分析	6,900 6,800
木材の強度試験 (1) 圧縮試験 (2) 曲げ試験 (3) せん断試験 (4) 実大材曲げ試験	2,300 2,300 2,300 5,100
木材の難燃性試験	31,000
集成材の接着力試験 (1) 浸せきはくり試験 (2) 煮沸はくり試験 (3) ブロックせん断試験	700 700 1,400

を

木材の含水率試験	2,300
木材の強度試験 (1) 圧縮試験 (2) 曲げ試験 (3) せん断試験 (4) 実大材曲げ試験	2,600 2,600 2,600 5,600
集成材の接着力試験 (1) 浸せきはくり試験 (2) 煮沸はくり試験 (3) ブロックせん断試験	800 800 1,500

に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

農業技術課  
園芸特産課  
林業振興課